

広報資料
令和8年1月29日
交通局運転免許課

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

1 概要

(1) 趣旨

- 住所変更ワンストップサービス等を利用するためには、申請者は、マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書の提出のほか、国家公安委員会が地方公共団体情報システム機構（以下「J－LIS」という。）から最新の住所情報等の提供を受けることについての同意をしている必要がある。
- 現在、この同意については、マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書により確認されるものに限られているが、今般、J－LISのシステム改修により、スマートフォンに搭載された署名用電子証明書によっても確認することが可能となる。
- このため、マイナポータル（※）を利用して行う同意について、同証明書を利用して行うことが可能となるよう、道路交通法施行規則の一部を改正することに当たり、意見公募手続を行うもの。

（※） デジタル庁が所管する個人向け行政サービスのオンライン窓口。「情報提供等記録開示システム」（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）。

(2) 主な改正内容

住所変更ワンストップサービス等の利用手続において、国家公安委員会が最新の住所情報等の提供を受けることに対する同意をマイナポータルを経由して提出する場合に、従来の個人番号カード用署名用電子証明書に加え、移動端末設備用署名用電子証明書を利用して同意を提出することができるることとする（新府令第21条の14）。

2 期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月28日（土）まで（30日間）

3 施行期日

令和8年3月下旬（予定）